このお知らせは、自然交配（本交）により生産された産駒には関係ありません

地方競馬全国協会

【注意！】
人工授精又は受精卵移植により生産された重種馬を競走馬として登録する場合に一定の制限がかかります
（令和１０年１月１日以降に生まれた馬に適用）

重種馬生産にとって、人工授精や受精卵移植は自然交配を補完する技術として重要です。一方で例えば凍結した精液により人工授精を行えば、種雄馬が死亡して何年も経った後に生まれた産駒がばんえい競馬に出走するなど、自然交配ではあり得ない不自然な状況が発生してしまいます。

こうしたことを防ぐため、人工授精や受精卵移植によって生産された産駒を競走馬として登録する場合に一定の制限が設けられることとなりました。

制限の具体的な内容

◎ **令和１０年１月１日以降に生まれた馬で、次の１～３のいずれかに該当する馬は馬登録（競走馬としての登録）ができなくなります。**

１．父馬が死亡または去勢した年の翌年以降にその凍結精液を使用して受胎し、生産された馬

*【注意！】**凍結精液**で人工授精を行う場合、精液を採取した父馬が、人工授精を行う前年まで生存していたことを確かめましょう！*

２．母馬が死亡した年の翌年以降にその凍結受精卵を使用して受胎し、生産された馬

*【注意！】**凍結受精卵**で受精卵移植を行う場合、受精卵を採取した母馬が、受精卵移植を行う前年まで生存していたことを確かめましょう！*

３．受精卵移植により、同じ雌馬を母として同じ年に複数の馬が生まれた場合、最初に登録された馬以外の馬

【注意！】受精卵移植によって同じ雌馬を母として同じ年に複数の兄弟馬が生まれた場合、兄弟馬のうち最初に馬登録した馬以外は登録できません！

お問い合わせは以下のメールアドレスまで

aiet-info@nar.keiba.go.jp